

委第2号議案

つくば市議会請願条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年3月19日

提出者 議会運営委員長 小野 泰宏

つくば市議会請願条例の一部を改正する条例

つくば市議会請願条例（平成16年つくば市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、請願者の」を「及び請願者の」に改め、「及び氏名」を削り、「代表者の氏名」を「所在地」に改め、「記載し、請願者」の次に「（法人の場合は、代表者）」を加え、同条第2項中「議員」の次に「（以下「紹介議員」という。）」を加える。

第6条の見出し中「請願の」の次に「訂正又は」を加え、同条第1項中「請願を」の次に「訂正し、又は」を加え、「承認」を「同意」に改め、同条第2項中「請願を」の次に「訂正し、又は」を加え、「許可」を「承認」に改め、同条に次の1項を加える。

3 請願者は、第1項の同意又は前項の承認を得ようとするときは、あらかじめ紹介議員の承諾を得なければならない。

第7条第2項中「つくば市証人等に対する実費弁償に関する条例」の次に「（平成7年つくば市条例第4号）」を加える。

第8条を次のように改める。

(紹介の取消し)

第8条 紹介議員は、会議の議題となった請願について、表決の前に限り、付託された委員会の承認を得た上で議会の同意を得て紹介を取り消すことができる。

2 紹介議員は、会議の議題となっていない請願について、議長の承認を得て紹介を取り消すことができる。

3 紹介議員は、前2項の規定による紹介の取消しをしようとするときは、あらかじめ請願者の承諾を得なければならない。

第8条の次に次の1条を加える。

(紹介議員のない請願の取扱い)

第8条の2 請願を受理した後に、紹介議員の死亡、辞職若しくは失職又は紹介の取消しにより紹介議員が全てなくなった場合の請願は、引き続き請願として取り扱うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

請願書の記載事項等の文言整理その他の請願の取扱いに関する所要の改正を行う。

つくば市議会請願条例（平成16年つくば市条例第27号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略） （請願書の記載事項等）</p> <p>第3条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び<u>請願者の住所</u> _____（法人の場合は、その名称及び<u>所在地</u> _____）を記載し、請願者（<u>法人の場合は、代表者</u>）が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>2 請願を紹介する議員（以下「<u>紹介議員</u>」という。）は、請願書の表紙に署名をしなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>第4条・第5条（略） （請願の<u>訂正又は撤回</u>）</p> <p>第6条 請願者は、会議の議題となった請願を<u>訂正し、又は撤回しようとする</u>ときは、議会の<u>同意</u>を得なければならない。</p> <p>2 請願者は、会議の議題となっていない請願を<u>訂正し、又は撤回しようとする</u>ときは、議長の<u>承認</u>を得なければならない。</p> <p><u>3 請願者は、第1項の同意又は前項の承認を得ようとするときは、あらかじめ紹介議員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>（紹介議員及び請願者の委員会出席）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 前項の請願者には、つくば市証人等に対する実費弁償に関する条例（<u>平成7年つくば市条例第4号</u>）に基づく実費弁償は支給しない。</p> <p><u>（紹介の取消し）</u></p>	<p>第1条・第2条（略） （請願書の記載事項等）</p> <p>第3条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名</u>（法人の場合は、その名称及び<u>代表者の氏名</u>）を記載し、請願者 _____ が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>2 請願を紹介する議員 _____ は、請願書の表紙に署名をしなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>第4条・第5条（略） （請願の _____ 撤回）</p> <p>第6条 請願者は、会議の議題となった請願を _____ 撤回しようとするときは、議会の<u>承認</u>を得なければならない。</p> <p>2 請願者は、会議の議題となっていない請願を _____ 撤回しようとするときは、議長の<u>許可</u>を得なければならない。</p> <p>（紹介議員及び請願者の委員会出席）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 前項の請願者には、つくば市証人等に対する実費弁償に関する条例 _____ に基づく実費弁償は支給しない。</p> <p><u>（紹介の取消し）</u></p>

第8条 紹介議員は、会議の議題となった請願について、表決の前に限り、付託された委員会の承認を得た上で議会の同意を得て紹介を取り消すことができる。

2 紹介議員は、会議の議題となっていない請願について、議長の承認を得て紹介を取り消すことができる。

3 紹介議員は、前2項の規定による紹介の取消しをしようとするときは、あらかじめ請願者の承諾を得なければならない。

(紹介議員のない請願の取扱い)

第8条の2 請願を受理した後に、紹介議員の死亡、辞職若しくは失職又は紹介の取消しにより紹介議員が全てなくなった場合の請願は、引き続き請願として取り扱うものとする。

第9条 (以下略)

第8条 会議の議題となった請願について、議員がその紹介を取り消すときは、議会の承認を得なければならない。

2 会議の議題となっていない請願について、議員がその紹介を取り消すときは、議長の許可を得なければならない。

第9条 (以下略)